

平成25年5月10日

各 位

会社名 株式会社アサヒペン
代表者名 代表取締役社長 田 中 猛
(コード番号:4623 大証2部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 西 龍 夫
TEL (06) 6930-5018

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第67期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設(変更案第15条)するものであります。
- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加(同第2条)するものであります。
- (3) 各種議事録(現行定款第17条、第26条、第37条)は、法令により作成が義務づけられており、各条文は、単に法令の内容を記載したにすぎないものであるため、これらを削除するものであります。
- (4) 上記条文の新設、追加及び削除にともない、条数の繰り上げ、繰り下げを行ない、併せて現行定款に使用している文言を整理し、統一化を図るものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成25年6月27日(予定)

以 上

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は株式会社アサヒペンと称する。 英文ではASAHIPEN CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略) 4. 塗装工事の請負、施工 5. 建築物の営繕工事の請負、施工 6. 、7. (条文省略) 8. 貨物自動車運送業 9. (条文省略)</p> <p>(新設) (新設) 10. (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を大阪市に置く。 第4条(条文省略) (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は1億3,000万株とする。 (自己の株式の取得) 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第7条～第9条(条文省略)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アサヒペンと称する。 英文では、ASAHIPEN CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (現行どおり) 4. 塗装工事の請負および施工 5. 建築物の営繕工事の請負および施工 6. 7. (現行どおり) 8. 貨物自動車運送および倉庫事業 9. (条文省略) 10. 販売促進物の企画、製造および販売 11. 電気の供給事業 12. (現行10. どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪市に置く。 第4条(現行どおり) (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、1億3,000万株とする。 (自己の株式の取得) 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第7条～第9条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人および事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③(条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載されまたは記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②(条文省略)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。</p> <p>第13条、第14条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条、第16条(条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第18条、第19条(条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③(現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②(現行どおり)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。</p> <p>第13条、第14条(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条、第17条(現行第15条、第16条どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第18条、第19条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第25条(条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第27条～第32条(条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役任期</u>の満了する時までとする。</p> <p>第34条～第36条(条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第38条～第42条(条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第25条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第26条～第31条(現行第27条～第32条どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期</u>の満了する時までとする。</p> <p>第33条～第35条(現行第34条～第36条どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第36条～第40条(現行第38条～第42条どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>②(条文省略)</p> <p><u>第44条、第45条</u>(条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第46条</u> 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>第47条</u>(条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p><u>第48条</u> 剰余金の配当は、その支払確定の日から満<u>3</u>ヶ年経過しても受領されないときは、<u>当社は</u>その支払義務を免れる。</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>②(現行どおり)</p> <p><u>第42条、第43条</u>(現行第44条、第45条どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第44条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>第45条</u>(現行第47条どおり)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p><u>第46条</u> 剰余金の配当は、その支払確定の日から満<u>3</u>年を経過しても受領されないときは、<u>当社は</u>、その支払義務を免れる。</p>